

三月十五日まで
確定申告は



1965. 3. 5

No. 52

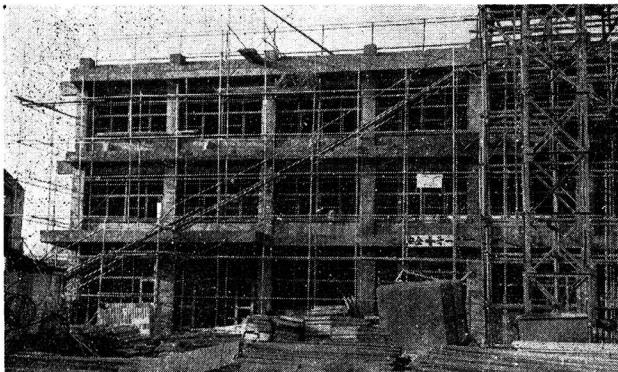
発行所 福生町役場
発行兼 総務課
編集人
印刷所 昭和印刷KK

完成めざす

三校の防音工事

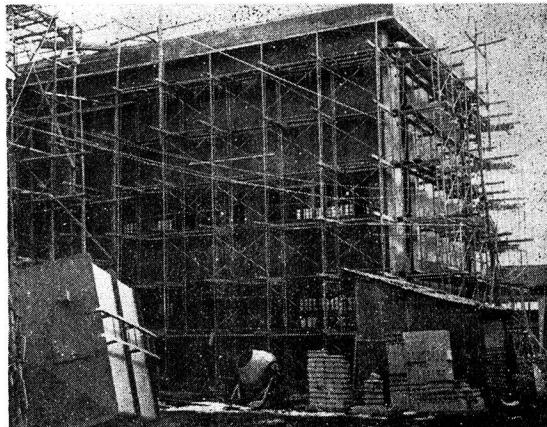
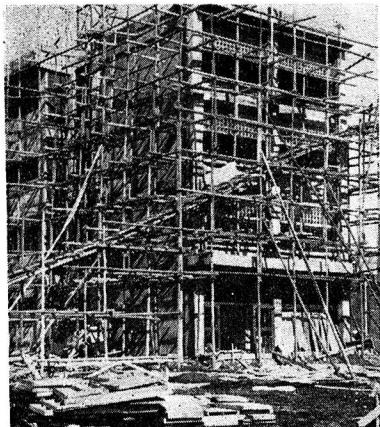
昭和三十九年度は、第二小学校、福生中学
校及び中学校分校と三校の防音工事を施工し
ていますが、新学期を前にして、工事は日下
急ピッチで行なわれています。
第一期工事の完成は三月末日ですが、その
状況をお知らせします。

(左第二小学校)



(下中学校分校)

(下中学校)



もうすぐ
“ガツコウ”

新しい門出を迎える児童のいる
ご家庭では、いまから何かと心づ
かいをされていることでしょう。
服装のこと、持ちもののこと、あ
るいは健康のことなど、ご父兄の
かたにはあれこれと心を配つてい
ることと思います。そこで新入学
を前にして、こどもの扱い方につ
いて少しお話してみましょう。
まず、勉強については、先生に
おまかせすることです。とかく勉
強に神経質になりがちな昨今の風
潮ですが、安心して一切おまかせ
しましよう。それよりも、身の回
りの始末ができるようになつつけを
する事が大切です。衣服の着か
たや持ち物の整理がちゃんとでき
るように、洗手洗いにいつても、
じようにすませられるように、
安全な学校の行き帰りができるよ
うに、これまでの生活と、まつた
く変わった環境に早くなるよう
に指導して下さい。そして、どん
なしつけをするにしても、一年生
になる喜びが、ましてくるような
心すかないがほしいものです。



固定資産課税台帳の縦覧

三月一日から二十日まで
福生町役場

町都民税の申告は

三月二十日まで

三月は所得税のほかに町都民税の申告の月です。特別徴収により給料から税金を差し引かれている人以外は、申告によって所得額等が決定します。次の人々は町都民税の申告をして下さい。

申告をしなければ

ならない人

こんな人は

余分の税金を…

三、商業、農業などを営む人や貸家などのある人は、所得の多少にかかわらず申告して下さい。
三、給与所得だけにかぎられる人の場合は、給与の支払者から所得の報告がありますので申告の必要はないことになります。
が、報告済み等の場合がありますので、一応申告して下さい。
なお、給与所得者であつても給与所得以外の所得（地代、家賃、配当、退職、譲渡所得）がある人は必ず申告して下さい。

「申告しなければならない人が申告しなかつたとき」、「税務署へ確定申告をしても町へ申告しないとき」、「期後申告したとき」、「記入もれがあつたとき」等、いずれも控除（扶養・社会・生命保険）が受けられないばかりでなく、その所得金額かわかつたときは相当高い税金を余分に納めていたくようになりますから期限までには必ず正しい申告をして下さい。

申告書の配布と
書き方



補充選挙人名簿への常時申出制度

選挙のとき、投票を行なうことのできる人は、市区町村の選挙管理委員会が毎年九月十五日現在で調整する基本選挙人名簿または選舉の行なわれる直前に調整する補充選挙人名簿のいづれかに登録され、この承認のとおり補充選挙の行なわれる直前にしろ、短時間の間に調整しなければならないので、住所を移転した方や成

したかたで二十才以上の人が、公職選挙法の一部改定により、昨年の十月一日からいづれでも補充選挙人名簿の登録申出をすることができるようになりました。次のかたは補充選挙人名簿の申し出をして下さい。

一、当町に居住し、昭和十九年十一月二十二日以後に生れ、満二十才になつたかた。
二、他の市区町村から当町に転入

（選挙管理委員会）

申告期限と提出方法

成人者と国民年金

町都民税の申告書は三月二十日までに、直接税務課へ提出して下さい。
※申告についてのお問合せは税務課町民税係へ（電話五一一五—一内線二二七番）

日本国民は、二十才になると、

二十才になつた人に、年金などといつても遠い将来のことだと考

法律上も成人として一人前の扱いをうけ、選挙権も与えられ、名実ともに社会人として出発することになつています。また、いまひとつ忘れてはならないことは、国民年金の加入者となることです。

国民年金は、二十才から六十才までの日本国民で、厚生年金や共済組合などに加入していない人が必ず加入しなければならない年金制度です。東京都は現在国民年金制度に入している人は百六十万人で大部分は、昭和三十六年に国民年金制度ができたときに加入した人たちで、その後毎年加入している人は、新たに三十才に達した人や他の公的年金制度から移つてきた人です。

年金の加入者が直接届出するか、あるいは世帯主が本人にかわつて届出することもできます。また手続

きも簡単ですから役場の住民課保険係にすんぐ届出をしてください。

二十才になつた人に、年金などといつても遠い将来のことだと考えがちです。女性は、結婚を目前にひかえているため、国民年金に加入しても保険料は掛け捨てに

なるのではないかと不安に思う人も多いかと予測されます。しかしわが国の公的年金制度は、どれも同じ性質のもので、どの公的年金に移つても通算されるということを、この際ぜひ知つていただきたいのです。国民年金の加入手続きは加入者が直接届出するか、あるいは世帯主が本人にかわつて届出することもできます。また手続

きも簡単ですから役場の住民課保険係にすんぐ届出をしてください。

し尿汲取制度 四月一日から改正

町では四月一日から現在の券制度を廃止し、世帯構成人員による人頭割と回数制による汲取り制度を実施することになりました。

現在町では一タル五十分円、半タル二つの円の汲取り券を使用し、従量制による汲取り券を採用していくが、この方法には、量目上の不正に対する苦情、汲取り券の売りさばき及び取扱方法等に対する問題点が多く、町としても、これらの問題点を是正すべく種々検討した結果、制度そのものを改定しなければという結論に達し、都下の市

でほとんどが採用している人頭割と回数制による汲取りを行なうことになりました。なお、人頭割と回数制は一般世帯に適用され、一般世帯でも塾等不特定多數の人が出入りする世帯及び不特定多數の場所は特定世帯として、現行の従量制を継続して実施します。

改正制度によるし尿汲取申込書は、すでにみなさんのご家庭に配布しましたので、記載要領をよくご覧のうえ、正しい申込みをして下さい。こんどの申込書を提出していただかないと四月一日以降

現在当町における、公金の収納及び支払いの業務は収入役が取扱っていますが、昭和四十年度から町議会で当町の指定金融機関に指定された埼玉銀行の福生支店が、当町の公金のとりまとめ及び支払業務の一切を収入役に代つて取扱うことになりました。したがつて、四月一日から税金、使用料等は、納入通知書に收める

完了します。

公金の収納及び支払いは 指定金融機関で

昭和四十年度から

場所が指定してあるものについて下さる。また、収入役室の窓口にも埼玉銀行福生支店の派出所が設置され、公金の収納及び支払いの業務を行なっています。

三十六リットル(一タル)につき五十円を徴収し、料金に満たないときは次により計算します。

三十六リットル(一タル)未満のものは三十六リットルとし、十八リットル(半タル)未満のものは十八リットル(半タル)として料金二十五円を徴収します。

☆従量制(特定期間)

三十六リットル(一タル)につき五十円を徴収し、料金に満たないときは次により計算します。

書(別掲)をもつて業者が直接徴収します。

☆徴収方法

作業終了後、町が指定した領収書(別掲)をもつて業者が直接徴収します。

委員長 志村秀雄

委員長に志村秀雄氏が再任

福生町選挙管理委員会

当町選挙管理委員会の委員及び補充員が次のとおり決りましたのでご紹介します。今後は任期満了の日までの四年間、各種選挙にお骨折り下さいます。

森 松 窪 佐 坂 天 野 喜 代 一
本 田 永 田 藤 本 浩 太 郎
太 義 重 幸 金 喜 代 一
郎 信 雄 一 近

補 充 員

職務代理者
委 員

月分 し尿汲取済通知書			
つぎのとおりし尿の汲取りをしました。なお、留守のため、料金の徴収は、後日伺います。			
昭和年月日 福生町指定業者			
取扱者名			
住 所	福・志・熊 木・牛	番地	
氏 名		殿	
金 額		円	
一般料金	人員割	人	
回数割	回	円	
特定料金	從量制	樽	円
料金の基礎 福生町清掃 条例	一般 1. 人頭割 2. 回数制 特定	1人につ 1ヶ月 50円 1回につ 50円 36樽(1樽)につ 50円	
上記の金額領収いたしました。			
昭和年月日 福生町指定業者			
取扱者			

し尿汲取料金 月分領収書			
住 所	福・志・熊 木・牛	番地	
氏 名		殿	
金 額		円	
一般料金	人員割	人	
回数割	回	円	
特定料金	從量制	樽	円
料金の基礎 福生町清掃 条例	一般 1. 人頭割 2. 回数制 特定	1人につ 1ヶ月 50円 1回につ 50円 36樽(1樽)につ 50円	
上記の金額領収いたしました。			
昭和年月日 福生町指定業者			
取扱者			

☆留守宅の場合
が指定するし尿汲取済通知書(別掲)を発行します。

なお、水洗式の汲取りについては従来どおりの扱いとなり、この制度は適用されませんから申込みの必要はありません。

